

寄附行為（定款）変更の案について

■：絶対的記載事項 ■：相対的記載事項 検討事項

現行の定款	定款変更の案	備考・検討項目
社団法人 小郡三井医師会 定款	一般社団法人 小郡三井医師会 定款	
※※ 目 次 ※※	※※ 目 次 ※※	現時点における定款変更案作成における前提条件等
第1章 総則……………第 1 条－第 4 条	第1章 総則……………第 1 条－第 2 条	■絶対的記載事項：移行認定を受けるために記載が必要な事項
第2章 会員……………第 5 条－第13 条	第2章 目的及び事業……………第 3 条－第 4 条	■相対的記載事項：定款に記載することで、法的な効力を持つ事項
第3章 役員……………第14 条－第18 条	第3章 会員……………第 5 条－第13 条	任意的記載事項：定款に記載する必要はないが、記載することで法人運営上の規則となりうる事項
第4章 会議……………第19 条－第28 条	第4章 総会……………第14 条－第20 条	<u>下</u> <u>線</u> ：一般社団法人について適用される記載事項
第5章 裁定委員会……………第29 条－第30 条	第5章 役員等……………第21 条－第32 条	※現時点における検討事項
第6章 資産及び会計……………第31 条－第35 条	第6章 理事会……………第33 条－第38 条	《法令の表記》
第7章 定款の変更並びに解散……………第36 条－第37 条	第7章 裁定委員会……………第39 条－第40 条	法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
第8章 雑則……………第38 条－第39 条	第8章 資産及び会計……………第41 条－第46 条	法人法施行規則：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則
附則	第9章 定款の変更及び……………第47 条－第49 条	認定法：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
	第10章 公告の方法……………第50 条	認定法施行規則：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則
	第11章 雑則……………第51 条	整備法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
	附則	
第1章 総 則	第1章 総 則	
（名称）	（名称） ■	●名称：絶対的記載事項（法人法 11 条 1 項 2 号）
第1条 本会は、社団法人 小郡三井医師会という。	第1条 この法人は、 <u>一般社団法人</u> 小郡三井医師会（以下「本会」という。）と称する。	※一般社団法人は、その名称中に「一般社団法人」という文言を用いなければならない。（法人法 5 条）
（事務所）	（事務所） ■	●事務所
第2条 本会は、事務所を福岡県小郡市上岩田 1246 番地に置く。	第2条 本会は、主たる事務所を福岡県小郡市に置く。	事務所の所在地は、最小行政区画（市町村、特別区）の記載で足りる。

現行の定款	定款変更の案	備考・検討項目
(目的) 第3条 本会は、医道の昂揚、医学、医術の発達普及及び公衆衛生の向上とを図り、あわせて会員の福祉を増進することを目的とする。 (事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 医道の振作昂揚に関する事項 (2) 公衆衛生の啓発指導に関する事項 (3) 医療の普及、充実にに関する事項 (4) 医学の振興に関する事項 (5) 医育の整備に関する事項 (6) 医師の補習教育に関する事項 (7) 医事衛生の調査研究に関する事項 (8) 医業経営の改善に関する事項 (9) 医療資材の改良に関する事項 (10) 休日急患センター（救急診療）設置、運営に関する事項 (11) 会員の相互扶助に関する事項 (12) その他目的達成上必要な事項 第4条の2 前条に基づき本会が設置する事務所は次のとおりである。 (1) 小郡三井医師会休日診療センター 住所 小郡市上岩田 1246 番地	第2章 目的及び事業 (目的) ■ 第3条 本会は、医道の昂揚、医学医術の発展普及と公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 (事業) ■ 第4条 本会は、医療の公共性に鑑み前条の目的を達成するため、次の事項に関する事業を行う。 (1) 医道の昂揚に関する事項 (2) 公衆衛生の啓発指導に関する事項 (3) 医療の普及、充実にに関する事項 (4) 医学の振興に関する事項 (5) 医育の整備に関する事項 (6) 医師の補習教育に関する事項 (7) 医事衛生の調査研究に関する事項 (8) 医業経営の改善に関する事項 (9) 医療資材の改良に関する事項 (10) 休日急患センター（救急診療）設置、運営に関する事項 (11) 会員の相互扶助に関する事項 (12) その他本会の目的を達成するために必要な事業 2. 前条に基づき本会が設置する事務所は次の通りである。 (1) 小郡三井医師会休日診療センター 住所 小郡市上岩田 1246 番地 第4条2項：複数の事務所がある場合等に各事業所の名称、及び住所を記載。よって本会の場合、削除することも可能。	●目的：絶対的記載事項（法人法 11 条 1 項 1 号） 補足：向上とを → 向上を ●事業：絶対的記載事項 ⇒第4条第1号～第12号：現行の定款の通り記載（暫定） ※法人は、法令の規定に従い、定款に定められた目的の範囲内において権利を有し、義務を負うので、事業内容を具体的に記載する必要がある。 移行認可の場合の定款の変更案においては、公益目的支出計画の実施事業（整備法 119 条 2 項 1 号イ又はハ）が定款に位置付けられている必要がある。

現行の定款	定款変更の案	備考・検討項目
第2章 会 員 (会員の資格) 第5条 本会員になろうとするものは、小郡市、三井郡及び久留米市北野町を区域とし、その区域内において就業所、又は住所を有する医師でなければならない。 (入会) 第6条 会員になろうとする者は、別に定める手続きを経て、理事会の承認を受けなければならない。 第7条 会員は、<u>福岡県医師会員及び日本医師会員となることができ</u><u>る。</u> (退会) 第10条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。 2. 会員が死亡したまたは本会が解散したときは、退会したものとみなす。 (会費) 第11条 会員は、本会所定の会費及び別に定める負担金を、本会へ納入しなければならない。	第3章 会 員 (組織) 第5条 本会は、小郡市または三井郡及び久留米市北野町に就業所もしくは住所を有する医師をもって組織する。 (本会の構成員) ■ 第6条 本会会員は、本会の目的及び事業に賛同した医師とする。 2. 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。 (会員の資格の取得) ■ 第7条 本会に入会しようとする者は、所定の手続きを経て、理事会の承認を受けなければならない。 2. 本会に入会した者は、日本医師会会員ならびに福岡県医師会会員となる。 (任意退会) ■ 第8条 会員は、所定の手続きを経て、<u>理事会において別に定める退会届を提出することにより</u> ■、任意にいつでも退会することができる。 2. 第1項の規定にかかわらず、会長は、第11条第1項（戒告・除名等）の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同条項に基づく処分を行うことができる。 (会員の義務) 第9条 会員は法令ならびに本会の定款及び決議を尊重し、これに従わなければならない。 2. 会員は所定の会費及び負担金を本会に支払う義務を負う。■ (会員の権利) *参考* 第10条 会員は本会の目的に関する研究または調査を本会に発表し、かつ、本会の事業に関して意見を述べることができる。	○組織 *参考) 本会に合致する内容に変更して記載している。 ●構成員：絶対的記載事項 法人法の名称とは異なる通称、略称を使用する場合（例：社員→会員とする場合）は、法律上の名称と定款で記載する名称との関係性を明示する必要がある。 ●会員の資格の得喪：絶対的記載事項（法人法 11 条 1 項 5 号） ●任意退社（退会）：絶対的記載事項（法人法 28 条） 第1項：■<u>下線箇所</u> → 任意的記載事項 本会の現状に即して記載している。 第2項：(趣旨) 処分を免れるための自主退会を規制するための条文。退会届を保留する間の会費の取扱いをどうするか要検討。 ●経費の負担：相対的記載事項（法人法 27 条） ○会員の権利 モデル定款に記載はないが、定款で規定することも可能。

現行の定款	定款変更の案	備考・検討項目
(除名) 第 1 2 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決により、これを除名することができる。 (1) 会費を 2 年以上納入しないとき。 (2) 本会の名誉を著しく毀損し、または目的趣旨に反する行為をしたとき。	2. 会員は、業務上権利を侵害され、又は名誉を毀損されたと認めるときは、これを本会に申告することができる。 3. 会長は前項の申告があったときは、これを裁定委員会の議事に付さなければならない。 (戒告・除名等) 第 1 1 条 次の各号の一に該当する会員は、裁定委員会の議を経て、会長がこれを戒告、除名その他の処分に付することができる。ただし、あらかじめ本人に対して弁明の機会を与えなければならない。 (1)医師の倫理に違背し、会員としての名誉を毀損した者 (2)本会の定款または総会の決議に違反し、もちくは秩序を乱した者 2. 前項の処分のうち、除名については総会の決議を要する。 (会員資格の喪失) ■ 第 1 2 条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 総会員が同意したとき。 (2) 当該会員が死亡したとき。 (3) 第 8 条第 1 項により退会したとき。 (4) 第 9 条第 2 項の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。 (5) 第 11 条第 1 項により除名したとき。 (6)	○戒告・除名等 ●除名：絶対的記載事項（法人法 30 条） ※内閣府のモデル定款を基に記載している。 除名の総会特別決議（法人法 49 条 2 項）：総会員の半数以上の出席、かつ、総会員の議決権の 3 分の 2 以上が必要（これを上回る割合を定款で定めることも可能）（現行定款では、4 分の 3 以上） ●法定退社（退会）：絶対的記載事項（法人法 29 条） 法定退社事由は、以下の 4 つとなる。 定款で定めた事由の発生 総会員の同意 死亡又は解散 除名 ○抛出金品の不返還 モデル定款に記載はないが、現行定款通り記載
(抛出金品の不返還) 第 1 3 条 退会しまたは除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。	(抛出金品の不返還) 第 1 3 条 退会しまたは除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。	

現行の定款	定款変更の案	備考・検討項目
第 4 章 会 議 (構成) 第 2 0 条 総会は、会員をもって構成する。 (種別) 第 1 9 条 本会の会議は、総会、理事会とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。 (開催) 第 2 2 条 定期総会は、毎年 2 回 6 月と 3 月に開催する。ただし、時宜により会期を変更することができる。 2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または総会員の <u>3 分の 1 以上</u>、もしくは監事から会議の目的たる事項を文書で示して請求があったときは、<u>3 0 日以内</u>に開催する。 (招集) 第 2 3 条 会議は、会長が招集する。 2. 総会を招集するには、会員に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の <u>7 日前</u>までに文書をもって通知しなければならない。 (議長) 第 2 4 条 総会の議長及び副議長は、総会において会員のなかから選任する。 2. 議長の任期は、2 年とする。 3. 議長は、再任されることができる。	第 4 章 総 会 (構成) 第 1 4 条 総会は、すべての会員をもって構成する。 2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。 (総会) 第 1 5 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、臨時総会として 3 月及び必要がある場合に開催する。 2. 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。 3. 総会員の議決権の <u>5 分の 1 以上</u>の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。 4. 前項の請求があったときは、会長は <u>30 日以内</u>に臨時総会を招集しなければならない。 (招集) 第 1 6 条 総会を招集するときは、会長は開催の日時及び場所を指定し、議案ならびに主要事項を具し、緊急の場合を除くほか、開催の日から 2 週間前までに文書をもって会員に通知しなければならない。 (議長及び副議長) 第 1 7 条 総会に、議長及び副議長各 1 名を置く。 2. 議長及び副議長の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。 3. 議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理する。 4. 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務	●名称：社員総会の名称を「総会」等の通称名で規定する場合 「法律上の名称」と定款で記載する名称との関係について定款上、明示する必要がある。 ●開催 ⇒ 法人法 37 条 1 項：(会員による総会の招集請求) 総会員の議決権の 10 分の 1 以上が必要とされるが、定款で 10 分の 1 以上 5 分の 1 以下の割合を定めることが可能。 ⇒ 法人法 37 条 2 項 2 号 (招集請求から臨時総会開催までの期間) 6 週間以内の日を総会の日とする招集通知を発しなければならない。ただし、定款でこれを下回る期間を定めることが可能。 <u>現時点では現行定款通り、30 日以内で記載している。</u> ●招集：法人法 36 条、38 条、39 条 ※開催通知：総会の 1 週間 (定款による短縮可能) 前まで (書面表決を予定しているときは、2 週間前まで) に、書面 (会員の承諾がある場合は電磁的方法も可能) により通知しなければならない。 ○議長及び副議長 モデル定款に記載はないが、現行の定款に規定されているので、記載している。

現行の定款	定款変更の案	備考・検討項目
(権能) 第 2 1 条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。 (1) 事業計画の決定。 (2) 事業報告の承認。 (3) その他本会の運営に関する重要な事項。	を代行する。 5. 議長及び副議長は総会において選出する。 6. 選出方法は別に定める選挙規則により行う。 7. 議長及び副議長は本会の役員を兼ねることはできない。 (権限) 第 1 8 条 総会は、次の事項について決議する。 (1) 事業計画書及び収支予算書の承認 ■ (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認 (3) 会費及び負担金の額並びに徴収方法 ■ (4) 会員の除名 (5) 理事及び監事の選任及び解任 (6) 理事及び監事の報酬等の額 ■ (7) 定款の変更 (8) 解散及び残余財産の処分 (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (議決権) 第●条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。 (決議) 第 1 9 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。 2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、当該会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。 (1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) その他法令で定められた事項	●権限：法人法 35 条 2 項 *参考) モデル定款 ⇒第 1 号：事業計画書等は法律上、総会決議事項ではないので、理事会決議事項とすることも可能。(総会での報告事項とすることも可) →役員の選任・解任：法定決議事項（法人法 63 条） →役員の報酬等の額：法定決議事項（法人法 89 条、105 条） →定款変更：法定決議事項（法人法 146 条） →解散：法定決議事項（法人法 148 条） ●議決権：法人法 48 条 変更案第 19 条 1 項の規定と重複するため省略可 補足) モデル定款に記載あり ●決議：法人法 49 条 ⇒総会特別決議：現行定款では、4 分の 3 以上（参照：第 12 条）となっているが、現時点において暫定で 3 分の 2 としている。

現行の定款	定款変更の案	備考・検討項目
（書面表決等） 第2 7 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員または理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2 条の規定の適用については出席したものとみなす。	3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第●条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。 4. 会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において書面表決者または表決の委任者は会議に出席したものとみなす。	⇒モデル定款通り記載 注）現行定款では、理事についても議決権の代理行使を行うことができる規定となっているが、一般社団法人では、できないこととなる。
（議事録） 第2 8 条 会議の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 （1）会議の日時。 （2）会員または理事の現在数。 （3）会議に出席した会員の数または理事の氏名。（書面表決者及び表決委任者を含む） （4）議決事項。 （5）議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨。 （6）議事録署名人の選任に関する事項。 2. 議事録には、議長及び出席した会員または理事のなかからその会議において選出された議事録署名人2 人が、署名しなければならない。	（議事録） 第2 0 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2. 議長及び総会において定めた2 名以上の会員は、前項の議事録に記名押印する。	●議事録：法人法 57 条 1 項 議事録の記載事項は法定されているので、特に記載する必要はない。

現行の定款	定款変更の案	備考・検討項目
第3章 役員 (種別及び選任) 第14条 本会に、次の役員を置く。 1. 会長 1人 2. 副会長 1人 3. 理事(会長及び副会長を含む) 8人 4. 監事 2人 2. 役員は、総会において、出席会員の投票をもって選出する。 3. 役員に欠員を生じた時は、補欠選挙を行う。補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、理事会において業務遂行上支障を来たさないと認めたときは、補欠選挙を延期することができる。 (職務) 第16条 会長は、本会を代表し会務を統括する。 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。 3. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。 4. 監事は、民法59条の職務を行う。	第5章 役員 (役員の設置) ■ 第21条 本会に、次の役員を置く。 (1) 理事 ○名以上10名以内 (2) 監事 2名以内 2. 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事のうち1名を副会長とする。 3. 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。 4. 監事は他の役員を兼ねることができない。 (理事の職務及び権限) 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。 2. 会長は、本会を代表し、業務を執行する。 3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行し業務を執行する。 4. 業務執行理事は、理事会の決議により、分担して業務を執行する。 5. 会長、副会長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 (監事の職務及び権限) 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。 2. 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 3. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。	●名称：法人法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合(例：代表理事→「理事長、会長」とする場合)には、法律上の名称と定款で使用する名称との関係性を定款上、明示する必要がある。 理事＝3名以上必要 監事＝1名以上必要 *法人法における機関* ・代表理事：代表権、業務執行権を有する。 ・業務執行理事：業務執行権を有する、代表理事との相違は、業務執行理事は代表権がないため、法人を代表して対外的な契約行為等ができない。 ・理事(上記以外の理事)：理事会に出席し、意見を述べ表決を行う。 ●理事の職務及び権限 注) 現行定款より、副会長は、会長に事故あるとき等は、会長の代理をすることから、副会長も法人法上の代表理事である必要がある。 代表理事と業務執行理事は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。(法人法91条2項) 注) 現実開催された理事会において行わなければならない。かつ、報告の省略は認められない。(法人法98条2項) ●監事の職務及び権限：法人法99条1項、2項

現行の定款	定款変更の案	備考・検討項目
(任期) 第 1 7 条 役員の任期は、2 年とする。 2. 役員は、再任されることができる。 3. 役員は、辞任した場合、または任期の満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。 第 1 4 条 3. 役員に欠員を生じた時は、補欠選挙を行う。補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、理事会において業務遂行上支障を来たさないと認めたときは、補欠選挙を延期することができる。 第 1 4 条 2. 役員は、総会において、出席会員の投票をもって選出する。	(役員の任期) 第 2 4 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。 2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。 3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。 4. 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。 5. 理事又は監事については、再任を妨げない。 (役員の選任) 第 2 5 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。選任の方法は別に定める選挙規則によって行う。 2. 会長、副会長及び業務執行理事は、総会の決議によって理事の中から選定する。選定の方法は別に定める選挙規則によって行う。 (役員の親族等割合の制限) 第 2 6 条 <u>本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。</u> 2. <u>本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。</u> (保有株式等に係る議決権行使の制限) 第 2 7 条 <u>本会が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。</u>	●役員の任期 理事の任期：定款、総会の決議により短縮可能（法人法 66 条） 監事の任期：原則 4 年。ただし、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までを限度として短縮可能（法人法 67 条） 注）法人法では役員の任期について、「2 年」の確定期間を設けることができない。 ●役員の選任 ⇒代表理事の職務代行者は、代表理事として理事会（総会）で選定されなければならない。（副会長は代表理事でなければ、代表理事の職務を代行できない。） ●役員の親族等割合の制限 個人が非営利型一般社団法人に対して財産の寄附をした場合において、一定の要件を満たし、国税庁長官の承認を受けたときは、その譲渡所得に係る所得税は非課税となる（租税特別措置法第 40 条）が、この承認を受けるためには、定款において左記事項を記載する必要がある。 ●保有株式等に係る議決権行使の制限 同上と同一の趣旨による規定

現行の定款	定款変更の案	備考・検討項目
(解任) 第 1 8 条 役員で役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。	(役員の解任) 第 2 8 条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。 (役員の報酬等) ■ 第 2 9 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。 2. 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。 (役員の責任免除) 第 3 0 条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。 2. 前項の規定にかかわらず、当該理事又は監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、同法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。 (福岡県医師会代議員及び予備代議員) 第 3 1 条 本会総会において、福岡県医師会代議員及び予備代議員を選任する。 2. 選出方法は、福岡県医師会において定めたものによる。 (顧問) 第 3 2 条 本会に、顧問を置くことができる。 2. 顧問は、総会の決議を経て、会長が委嘱する。 3. 顧問の任期は、会長の任期による。但し、再任を妨げない。 4. 顧問は次の職務を行う。 (1) 会長の相談に応じること (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること	●役員の解任：法人法 70 条 1 項 ●役員の報酬等：相対的記載事項 ⇒ 費用弁償を定款に規定しておくこともできる。 ○損害賠償責任の免除：損害賠償を免除する制度は 4 種類 ①理事会の決議による免除 ②責任限定契約による免除 ③総会員の同意による免除 ④総会決議による免除 ⇒第 2 項：相対的記載事項 ○福岡県医師会代議員及び予備代議員 ⇒現行定款通り、記載 ○顧問 注) 法人法に規定されていない法人の機関について定款に記載する場合は、その内容を明確に記載する必要がある。
(代議員の選任) 第 1 5 条 本会総会において、福岡県医師会代議員及び予備代議員を選任する。 2. 選出方法は、福岡県医師会において定めたものによる。		
(参与、顧問) 第 8 条 本会に参与をおくことができる。参与は、会員のなかから会長が委嘱する。 2. 参与は、会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。 第 9 条 本会に顧問をおくことができる。顧問は、総会の決議を経て、会長が委嘱する。		

現行の定款	定款変更の案	備考・検討項目
(構成) 第20条 2. 理事会は、理事をもって構成する。 (開催) 第22条 2. 理事会は、会長が必要と認めたとき、または<u>理事の3分の1以上</u>から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。 (議決) 第26条 2. 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。 (権能) 第21条 2. 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。 (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。 (2) 総会に付議すべき事項。 (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。	第6章 理事会 (構成) 第33条 本会に理事会を置く。 2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。 (招集) 第34条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。 2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。 (決議) 第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。 ■ (権限) 第36条 理事会は、次の職務を行う。 (1) 本会の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 総会の招集及び総会に提案すべき事項の決定 (4) 総会に報告すべき事項 (5) 規則、細則等の制定及び改廃 (6) その他主要な事項	※モデル定款の記載例を参考に総会と理事会については、章を分けて記載している。 ●決議 ⇒決議の省略：法人法 96 条 相対的記載事項 ●権限：法人法 90 条 2 項

現行の定款	定款変更の案	備考・検討項目
(議事録) 第 2 8 条 会議の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 会議の日時。 (2) 会員または理事の現在数。 (3) 会議に出席した会員の数または理事の氏名。(書面表決者及び表決委任者を含む) (4) 議決事項。 (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨。 (6) 議事録署名人の選任に関する事項。 2. 議事録には、議長及び出席した会員または理事のなかからその会議において選出された議事録署名人 2 人が、署名しなければならない。 (議長) 第 2 4 条 4. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。 第 5 章 裁定委員会 (構成及び機能) 第 2 9 条 本会に裁定委員会を置く。 2. 裁定委員会の数は、7 人以内とし、会員のなかから総会において選出する。その任期は 2 年とする。 3. 裁定委員会は、会員の制裁、会員と診療委嘱者との紛議調停、会員の身分並びに業務についての審議等の裁定をなす。	(議事録) 第 3 7 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2. 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。 (監事の出席) 第 3 8 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。 第 7 章 裁定委員会 (構成及び機能) 第 3 9 条 本会に、裁定委員会を置く。 2. 裁定委員会の数は、7 人以内とし、会員のなかから総会において選出する。その任期は、2 年とする。 3. 裁定委員会は、会員の制裁、会員と診療委嘱者との紛議調停、会員の身分並びに業務についての審議等の裁定をなす。	○議長 モデル定款に記載はないが、現行定款の通り記載することも可能。 ○監事の出席 モデル定款には記載なし ○裁定委員会（構成及び機能） 現行定款の通り記載

現行の定款	定款変更の案	備考・検討項目
（運用） 第 3 0 条 裁定委員会の運用に関し必要な事項は、総会の決議を経て別にこれを定める。 第 6 章 資産及び会計 （経費の支弁） 第 3 3 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。 （資産の構成） 第 3 1 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。 （1） 会費 （2） 寄附金品 （3） 事業に伴う収入 （4） 資産から生じる収入 （5） その他の収入 （資産の管理） 第 3 2 条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。 （会計年度） 第 3 5 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。	（運用） 第 4 0 条 裁定委員会の運用に関し必要な事項は、総会の決議を経て別にこれを定める。 （裁定委員会） 第 4 1 条 本会に裁定委員会を置く。 2 裁定委員会は、会員の身分及び業務、定款第 11 条第 1 項による付議事項についての審議ならびに会員間の紛議の調停について裁定を行う。 3 裁定委員会の構成及び運営に関し必要な事項は別に定める。 第 8 章 資産及び会計 （本会の経費） 第 4 2 条 本会の経費は、会費、負担金、賛助金、寄附金その他の収入金をもって支弁する。 2. 経費の賦課及び徴収方法は、総会の決議を経て定める。 （資産） 第 4 3 条 本会の資産は、理事会の決議を経て、会長がこれを管理する。 2. 資産の造成及び管理または処分に関して重要な事項は、総会の決議を経て定める。 （事業年度） ■ 第 4 4 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。	○運用 現行定款の通り記載 ○裁定委員会 ⇒定款第 11 条第 1 項：戒告・除名等 ○本会の経費：モデル定款の記載はない。省略可。 ○資産：モデル定款の記載はない。省略可。 ●事業年度：絶対的記載事項（法人法 11 条 1 項 7 号）

現行の定款	定款変更の案	備考・検討項目
（予算及び決算） 第 3 4 条 本会の収支予算は、定期総会の議決により定め、収支決算は、その年度末の財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。 2. 年度開始前に予算が成立しないときは、成立する日まで、前年度予算を施行する。 3. 前項による収支は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。	（事業計画及び収支予算） 第 4 5 条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。 （事業報告及び決算） 第 4 6 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 (6) 財産目録 2. 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 2 号の書類については、定時総会にその内容を報告し、第 3 号から第 6 号の書類については、定時総会の承認を受けなければならない。 3. 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。 4. 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。 （剰余金の処分制限） 第 4 7 条 <u>本会は、剰余金の分配を行うことができない。</u>	●事業計画及び収支予算 モデル定款通りに記載している。 但し、総会の承認は、報告事項とすることもできる。この場合の定款記載は、「（前略）理事会の承認を受けなければならない。（後略）」となる。 ●事業報告及び決算 ⇒第 6 号：財産目録については、一般社団・財団法人の場合、任意（省略可） ●剰余金の分配禁止 「非営利型一般社団法人」へ移行するための要件であり、定款に記載する必要がある。

現行の定款	定款変更の案	備考・検討項目
第 7 章 定款の変更並びに解散 （定款の変更） 第 3 6 条 この定款は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の同意を得、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。 （解散及び残余財産の処分） 第 3 7 条 本会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項の規定により解散する。 2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。 3. 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、主務官庁の認可を得て、国または地方公共団体に寄附するものとする。	第 9 章 定款の変更及び解散 （定款の変更） 第 4 8 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。 （解散） 第 4 9 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。 （残余財産の帰属） 第 5 0 条 <u>本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</u> 第 1 0 章 公告の方法 （公告の方法） 第 5 1 条 本会の公告は、 <例 1：官報に掲載する方法> <例 2： において発行する〇〇新聞に掲載する方法> <例 3：電子公告> <例 4：主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法> により行う。 <例 3 の場合> 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、<例 1：官報、例 2： において発行する〇〇新聞に掲載する方法>による。	●定款の変更：総会特別決議（法人法 146 条） ●解散：法人法 148 条 ●残余財産の帰属 「非営利型一般社団法人」へ移行するための要件であり、定款に記載する必要がある。

現行の定款	定款変更の案	備考・検討項目
第 8 章 雑 則 (委任) 第 3 8 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。 第 3 9 条 会長は、必要と認めるときは、委員会を設置することができる。 附 則 (施行期日) 1. この定款は、昭和 4 7 年 4 月 1 4 日より施行する。 附 則 (施行期日) 1. この定款は、昭和 5 0 年 7 月 2 9 日より施行する。 附 則 (施行期日) 1. この定款は、昭和 6 1 年 5 月 2 0 日より施行する。 附 則 (施行期日) 1. この定款は、平成元年 9 月 2 日より施行する。 附 則 (施行期日) 1. この定款は、平成 2 年 3 月 5 日より施行する。 附 則 (施行期日) 1. この定款は、平成 4 年 7 月 6 日より施行する。 附 則 (施行期日) 1. この定款は、平成 6 年 6 月 2 8 日より施行する。 附 則 (施行期日) 1. この定款は、平成 1 2 年 1 月 1 8 日より施行する。 2. 改正後の定款第 1 4 条の規定は、この定款の施行後初めて選任さ	第 1 1 章 雑 則 (委任) 第 5 2 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。 附 則 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第●条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。 3 第●条の規定にかかわらず、本会の最初の会長は、〇〇〇〇、副会長は、〇〇〇〇とする。 なお、任期は一般社団法人移行後の移行登記の日から 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。 4 本会の最初の理事は、次に掲げる者とする。 〇〇〇〇、〇〇〇〇、・・・・・・ なお、任期は一般社団法人移行後の移行登記の日から 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。	

現行の定款	定款変更の案	備考・検討項目
れる役員から適用する。 附 則 （施行期日） 1. この定款は、平成 1 6 年 2 月 4 日より施行する。 附 則 （施行期日） 1. この定款は、平成 1 7 年 7 月 1 9 日より施行する。 設 定 昭和 2 2 年 1 1 月 1 日 改 訂 昭和 4 7 年 4 月 1 4 日（名称、内容、形式変更） 改 訂 昭和 5 0 年 7 月 2 9 日（事務所所在地変更） 改 訂 昭和 6 1 年 5 月 2 0 日 改 訂 平成 元 年 9 月 2 日（事業の追加） 改 訂 平成 2 年 3 月 5 日（名称変更） 改 訂 平成 4 年 7 月 6 日（事務所所在地変更） 改 訂 平成 6 年 6 月 2 8 日（定期総会回数変更） 改 訂 平成 1 2 年 1 月 1 8 日（理事数変更） 改 訂 平成 1 6 年 2 月 4 日（目的事項変更） 改 訂 平成 1 7 年 7 月 1 9 日（会員資格）		